

中小企業強化税制について

平成29年税制改正により、中小企業強化税制の適用範囲が拡充されました。

この税制を活用することで、金融支援と税制措置が受けられます。このうち、今月は税制措置について取り上げたいと思います。

▶ 先ず、この税制措置の概要は次の通りとなります。

1. **固定資産税が3年間半分になります。**（**固定資産税の特例**）
2. 法人税^{※1}について、**即時償却または取得価額の10%**^{※2}の**税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 〔生産性向上設備 (A 類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B 類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資〕		拡充 (平成29年4月1日～)
		【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

この税制の適用を受けられるのは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得した上表に該当する一定の設備(資産)になります。

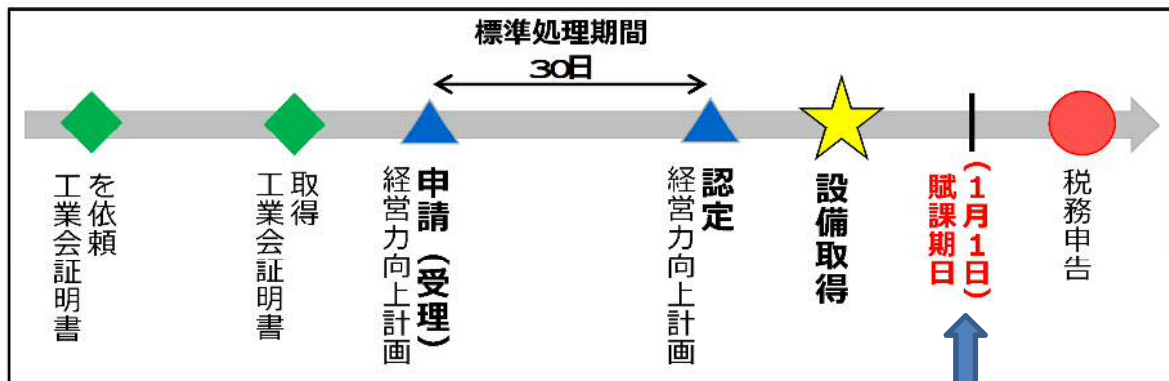
税制内容は、とてもインパクトのある内容になっており

他の税制にはない「固定資産税の半額減免(3年間)」や「即時償却」は、非常に魅力的です。

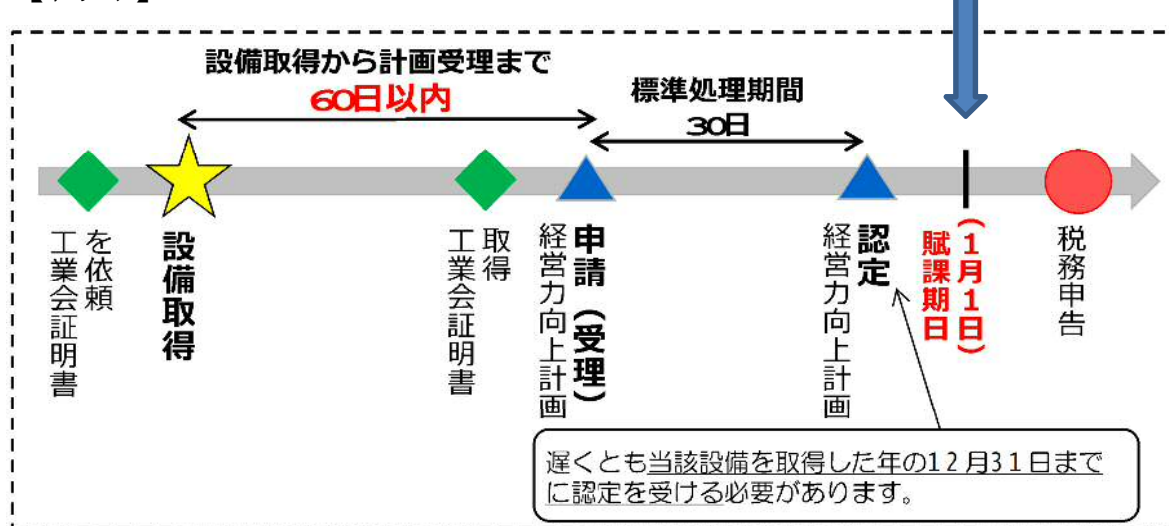
ただし、この税制を活用するには事前に入念な準備が必要になります。

- ▶ この税制の適用を受けるための手順ですが、原則として資産取得前に各資産により異なる工業会から証明書をもらい経営力向上計画書を作成した上で申請し、事業年度末までに計画書の認定を受けなければなりません。なお、固定資産税の特例を受ける場合は、取得した年の年末までに認定を受けなければなりません。

【原則】



【例外】



- ▶ 税額控除は、当事務所を利用することで商業活性化税制による税額控除が受けられますので、無理に当該税制を活用する事はありません。しかし、対象設備や対象地域、対象業種に一定の制約はあるものの商業活性化税制にない即時償却や固定資産税の特例を得るには、この税制しかありません。繰り返しになりますが、この税制を適用するには事前に入念な準備が必要になります。資産の取得先である設備メーカー等と密に連絡をとる事が重要になります。また、資産取得から認定を受けるまでに一定の時間を要する事から、期限内に認定を受けられない場合は、資産の取得を翌年にズラして頂くといった対応も必要かも知れません。いずれにせよ、この税制は適用しづらいものなので、事前準備は入念にして下さい。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。